

平成30年度 金沢大学教員免許状更新講習募集案内

■ はじめに

平成19年6月の教育職員免許法改正に伴い、平成21年4月1日から「教員免許更新制」が導入されました。平成21年4月以降は、教員免許状に10年間の有効期限が付され、更新するためには30時間以上の更新講習を受講し、修了認定を受ける必要があります。

また、更新講習30時間の内訳については、次のとおり定められています。

必修領域	:	6時間以上
選択必修領域	:	6時間以上
選択領域	:	18時間以上

金沢大学では、平成30年度の教員免許状更新講習についても、平成29年度と同様に文部科学大臣の認定を受けて、必修領域・選択必修領域において石川県内7つの大学ならびに短期大学と連携し、県内3会場で実施します。

また、選択領域においては、総合大学の特色を活かした質の高い講習を、小・中・高等学校などの学校種、中・高等学校の各教科で52講座を開講します。

※ 免許更新制の詳細は文部科学省のホームページを御参照ください。

URL 「http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm」

■ 受講対象者

(1) 受講対象者（新免許状・旧免許状共通）

更新講習の受講対象者（講習を受講できる者）は、普通免許状又は特別免許状を有する者で、以下の「1. ～ 12.」に該当する者です。

1. 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
 2. 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
 3. 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
 4. 3. に準ずる者として免許管理者が定める者
 5. 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
 6. 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- また、今後教員になる可能性が高い者として、
7. 教員採用内定者
 8. 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
 9. 過去に教員として勤務した経験のある者
 10. 認定こども園で勤務する保育士
 11. 認可保育所で勤務する保育士
 12. 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

も更新講習を受講することができます。

(2) 新免許状と旧免許状の違い

平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は、新免許状といい、10年間の有効期間が付されています。

一方、平成21年3月31日以前に授与された免許状を旧免許状といい、有効期間が付されていません。旧免許状の所持者は、平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状についても、有効期間の付されない旧免許状となります。

(3) 新免許状所持者

新免許状所持者は、各自の免許状に「有効期間満了日」が記載されていますので、有効期間満了日を確認し、免許状更新講習受講期間(有効期間満了日の2年2か月前から2か月前までの2年間に、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に免許状の有効期間更新の申請を行わなければなりません。

なお、有効期間の異なる複数の免許状を所持している場合は、そのもっとも遅く満了するものが、自動的に全ての免許状の有効期間となります。

(4) 旧免許状所持者

旧免許状所持者は、生年月日によって各個人に修了確認期限が設定されており、各自の修了確認期限を確認し、免許状更新講習受講期間(修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間に、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。(詳細は下表参照)

【平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方の修了確認期限】

生年月日	終了確認期限	受講期間
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日		
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日		
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～ 平成32年1月31日
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日		
昭和59年4月2日～		

【平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方の修了確認期限】

免許状が授与された日	終了確認期限	受講期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日

- 【注】① 平成31年3月31日で最初の修了確認期限を迎えられる受講対象者については、平成31年1月31日までに30時間以上の更新講習を受講し、修了(履修)認定を受ける必要があります。
- ② 平成32年3月31日で最初の修了確認期限を迎える受講対象者については、1年目に講習を受講されることをお勧めします。

※受講対象者であるかどうかは、文部科学省ホームページ、または教育委員会で必ずご確認ください。

なお、個別事例については文部科学省ホームページをご参照ください。

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002

■ 開設講座等

- (1) 開設講習、受講定員、講習会場、時間割等については、金沢大学 Web サイトに掲載されている「講座一覧」でご確認ください。

【注】担当講師、講習会場等については、変更する場合があります。

- (2) 同一名称の講習は、重複して受講することはできません。また、昨年度本学において同一名称の講習を受講された方は、当該講習を再度受講することはできません。

■ 受講手順

(1) 仮申込

- ① 受講希望者は、金沢大学 Web サイトに掲載されている Web 受講申込フォームにより必要事項を入力の上、仮申込を行ってください。

【注】受講の申込は、確実に受講を希望する場合にのみ行ってください。いわゆる「保険掛け」としての申込は、真に受講意思のある方の迷惑になりますので厳に謹んでください。

② 仮申込期間

平成30年4月2日(月) 午前9時から平成30年5月7日(月) 午後5時まで

- ③ 必修領域講習【教育の最新事情A・B】は、受講定員を超過した場合は、石川県内の教員を優先します。それでも超過した場合は抽選を行い、受講者を内定します。ただし、選択必修領域講習(同項④を除く)・選択領域講習は、先着順とし定員になり次第締め切ります。
- ④ 必修領域講習【幼児教育の最新事情】と選択必修領域講習【新幼稚園教育要領を読み解く】に限り、幼保連携型認定こども園(移行予定園を含む)の保育教諭を優先します。
- ⑤ 内定した受講者には、**平成30年5月18日(金)まで**に郵送により通知します。

(2) 本申込(受講内定者のみ)

- ① 内定した受講者は、同封の「銀行振込依頼書」により講習料を振込みし、②の提出書類を、③の受講手続期間内に④の「関係書類提出先」へ郵送してください。本学において提出書類を受理後、受講が許可されます。

※ 受講を許可されても講習料を受講手続期限【6月4日(月)】までに納入しない場合はキャンセル扱いとなり申込取消となる場合があります。

② 提出書類（受講内定者のみ）

提出書類	摘要
受講申込書	同封の「平成30年度金沢大学教員免許状更新講習受講申込書」の必要事項を記入、確認の上、証明者の押印、写真及び講習料振込金証明書を貼付してください。
返信用封筒	修了（履修）証明書送付のため、受講者本人の宛名明記の長形3号（120×235mm）の封筒に82円切手を貼付してください。

③ 受講手続期間（受講内定者のみ）

平成30年5月18日（金）から平成30年6月4日（月）まで（期限内必着）

④ 関係書類提出先

〒920-1192 石川県金沢市角間町

「金沢大学学生部免許状更新講習担当宛」

【注】封筒の表に「**受講申込書在中**」と朱書きしてください。

■ 講習料

- | | | | | |
|------------|-------|--------|--------|---------|
| (1) 必修領域 | 6時間講習 | 6,000円 | | |
| (2) 選択必修領域 | 6時間講習 | 6,000円 | | |
| (3) 選択領域 | 6時間講習 | 6,000円 | 18時間講習 | 18,000円 |

講習料は、1時間当たり1,000円です。ただし、開設講習によっては、別途教材費等を必要とする場合があります。

■ 講習の辞退

- (1) 平成30年6月30日までに、「教員免許状更新講習辞退届兼講習料返還請求書」を提出した場合に限り、講習料（振込手数料等を除いた額）を返還します。
- (2) 講習を辞退する場合は、「教員免許状更新講習辞退届兼講習料返還請求書」をプリントし、必要事項を記入し、所定の期日までに郵送してください。

■ 履修認定

各講座の履修認定は、筆記試験又は実技考査により、合格基準に達した者について行います。

■ 修了(履修)証明書

認定された場合には、平成30年9月末までに修了（履修）証明書を郵送します。

なお、平成30年9月29日・30日の幼稚園教諭対象の必修講座と選択必修講座の受講者は平成30年11月中旬までに修了（履修）証明書を郵送します。

■ 履修認定試験の成績開示

受講者本人から請求があった場合に限り、履修認定試験の個人成績を開示いたします。金沢大学 Web サイトに掲載されている「修了（履修）認定」でご確認ください。

■ 受講上の注意事項

(1) 受付・本人確認について

- ① 講習当日の受付は、原則として、各講習が行われる建物の1階で行います。
- ② 受付の際、「受講票」及び受講者本人が確認できるものを提示してください。(校長等が証明する写真を貼った身分証明書、運転免許証、パスポート等)
- ③ 複数の講習を受講される場合も、講習実施日ごとに受付が必要となりますので、必ず受付を済ませてから教室へお入りください。

(2) 遅刻・早退・一時退室等について

遅刻・早退及び受講中の一時退室等は、原則として認められませんのでご注意ください。

(3) 事後評価アンケートについて

講習終了後に「事後評価アンケート」を実施します。事後評価アンケートは受講者の講習に対する事後評価として免許状更新講習で法的に義務づけられているものです。ご協力をお願いします。

(4) 駐車場について

- ① 金沢大学角間キャンパスで受講される方は、駐車可能台数に制限がありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ② 能登会場は、「のと里山空港」及び「のとふれあい文化センター」の駐車場（無料）を利用することができます。
- ③ 駐車場における盗難、事故、トラブルなどの責任は一切負いかねますので、予めご了承ください。

(5) 当日の持参品について

- ① 受講票（受講申込書の写真と同一の写真を添付）
- ② 身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真付き身分証明書）
- ③ 筆記用具

なお、上記以外の持参品については、講習によって異なりますので開設講座一覧の「講座内容」で必ず確認してください。

(6) 講習の中止について

事故等により、講習が中止になる場合があります。事前に中止が判明した場合は、金沢大学 Web サイトでお知らせします。

(7) その他

- ① 修了認定試験を受験の際は、「受講票」を机上に提示し、担当講師の指示に従ってください。
- ② 建物内は禁煙です。喫煙は、指定の場所をご利用ください。
- ③ 時計の無い教室がありますので、時計が必要な場合は、各自ご用意ください。
- ④ 昼食は、各自でご用意ください。

金沢大学会場は、大学内の生協食堂・売店を利用できますが、講習日により営業していない場合がありますのでご注意ください

■ その他

ご提出いただいた申込書等の個人情報は、金沢大学の教員免許状更新講習実施のためのみに利用します。

＜教員免許状更新講習に関する問い合わせ先＞
金沢大学学生部免許状更新講習担当
☎ 076-264-5961
E-mail:menkyo@adm.kanazawa-u.ac.jp